

（施錠装置等）

第14条 施錠装置の構造、施錠性能等に関し保安基準第11条の2第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以下のもの（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（以下、二輪自動車等という。）並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のものに備える施錠装置にあつては協定規則第161号の規則5. に定める基準
 - 二 二輪自動車等に備える施錠装置にあつては別添8「二輪自動車等の施錠装置の技術基準」に定める基準
 - 三 カタピラ及びそりを有する軽自動車、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの並びに貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるものにあつては、次に定める基準
 - イ その作動により、施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させることができる構造であること。
 - ロ 堅ろうであり、かつ、容易にその機能が損なわれ、又は作動を解除されない構造であること。
 - ハ その作動中は、始動装置を操作することができないものであること。ただし、カタピラ及びそりを有する軽自動車にあつてはこの限りでない。
 - ニ 走行中の振動、衝撃等により作動するおそれがないものであること。
- 2 イモバイザの構造、施錠性能等に関し保安基準第11条の2第3項の告示で定める基準は、協定規則第162号の規則5. に定める基準とする。